

海外送金税務届出に係る利便性の向上 と注意点について

2021年6月
第12期

要旨

2013年に国家税務総局、国家外貨管理局公告[2013]40号(以下、「40号公告」)が正式に施行されて以来、サービス貿易等のプロジェクトでの海外送金の税務届出手続は簡略化されつつあり、税務機関による監督・管理の中心は、事前審査から日常税込管理および送金後の審査へと移行し、サービス貿易等のプロジェクトでの海外送金税務届出手続の「無休化」、「ペーパーレス化」、「非接触化」、「区域跨ぎ」の受付が実現されています。「放管服」(簡政放権(行政簡素化と権限委譲)、放管結合(権限委譲と管理の両立)、優化服務(サービスの向上))改革を推進し、ビジネス環境の改善、貿易・投資の自由化・利便性向上のニーズに応え、国家税務総局は国家外貨管理局と共同で「国家税務総局、国家外貨管理局のサービス貿易等のプロジェクトによる海外送金の税務届出に関する問題の補充公告(意見募集稿)」(以下、「公告(意見募集稿)」)を起草し、複数の利便性向上に係る措置を打ち出しました。注意点として、利便性が向上した手続が実現されるとともに、「公告(意見募集稿)」は税務機関が15日以内に事後審査を行うという規定を削除したため、納税者は税務機関の日常税込管理の持続的審査を受ける可能性があり、納税者又は代理納付者は海外送金に関する税務申告のコンプライアンス管理を強化する必要があると考えます。

詳細

税務届出が不要となる海外送金範囲の拡大

40号公告では、中国大陸に存在する機構および個人(以下、「届出者」)が中国大陸以外へ送金する際、1件あたりの金額が5万米ドル以上となるサービス貿易等のプロジェクト外貨資金(例えばサービス貿易支出、配当金、利息、ロイヤルティ、業務報酬、持分譲渡所得等)は、税務届出が不要な海外送金項目¹を除き、主管税務機関に税務届出を行わなくてはなりません。一方、今回の「公告(意見募集稿)」では、税務届出の範囲をさらに拡大し、以下の事項につき、税務届出の要求を削除しました。

- (1) 外国投資者が、中国大陸内投資による合法的な所得をもって中国大陸内で再投資する
- (2) 財政予算内機関、事業団体、社会団体の非貿易・非経営型支払業務

注意点として、外国投資者の中国大陸内の再投資について配当源泉税の繰延に係る優遇を享受した場合、関係者は規定に則り、必要な届出手続を履行し、税務局に関連する資料を提出しなくてはなりません。

税務届出回数の減少

同一契約で複数回の海外送金を必要とする場合、40号公告では、届出者は毎回送金する前に、税務届出を行わなくてはなりません。一方、「公告(意見募集稿)」では、複数回の届出要求を削除し、税務届出は、初回の送金の前にのみ必要となりました。「公告(意見募集稿)」の発効前に既に海外送金の税務届出を済ませた場合でも、「公告(意見募集稿)」施行後、同一契約による海外送金につき再度届出を行う必要はなくなり、企業の行政負担が軽減されました。

オンライン受付チャネルの増加により地域を跨ぐ銀行送金が可能に

ここ数年、ビジネス環境を改善するため、複数の地方税務機関はオンライン税務届出チャネルを開設しました。「公告(意見募集稿)」はオンライン受付モデルのプロセスをさらに明確化・詳細化し、中国大陸内の個人もオンライン方式で届出を行うことができ、また、従来のオフライン届出チャネルも依然として存在しています。「公告(意見募集稿)」によると、届出者は完全な資料を提出し、届出手続を完了した後、「届出表」のナンバーと検証コードのみで、銀行で送金届出を行うことができます。

現行のプロセスでは、地域を跨ぐ海外送金の届出は実現が困難と認識しています。「公告(意見募集稿)」では、地域を跨ぐ海外送金が必要な場合、届出者は随時省レベルの電子税務局にログインし、オンラインで届出を行うことが可能となります(例えば、上海の電子税務局にアクセスすることで、上海以外の地域から海外送金が可能となる)。届出者は「届出表」を記入し、ニーズによって全国範囲の支払銀行を選択することが可能です。届出手続を完了した後、「届出表」の番号の検証コードで地域を跨ぐ海外送金を行うことが可能となります。

税務機関の事後検査期限の削除

40号公告および「国家税務総局の海外送金届出プロセス実行に関する通知」(税総函[2016]452号)によると、主管税務機関は「届出表」を受領して15営業日以内に、類型別・レベル別リスク管理の要求に従い、後続管理をスタートし、リスクの低い送金内容については、サンプリングベースで検査し、リスクの高い送金内容については、重点検査を行うものとされています。なお、検査期限については15営業日の制限はなく、主管税務機関は「届出表」を受領して15営業日後も必要に応じて再度検査又は遡及検査をスタートすることができます。

「公告(意見募集稿)」は、40号公告にある主管税務機関が「届出表」を受領して15営業日以内に検査を行う規定を廃止し、提出資料がそろい、「届出表」の記入が完全な場合、主管税務機関はその場での納税事項審査を行う必要はありません。我々は、「公告(意見募集稿)」の実施後、主管税務機関の後続管理では、引き続き類型別・レベル別のリスク管理を採用し、15営業日の制限による影響を受けないものと推測しています。検査において海外送金プロジェクトについて規定に則って納税されていない、又は享受した減額・免除優遇で関連規定に適合しない点が検出された場合等、納税者又は代理納付者は滞納金および罰金を受けることがあると考えられます。

留意点

ここ数年、税務機関と外貨管理部門は一連の利便性向上の措置を打ち出しており、企業の便宜を図りました。「公告(意見募集稿)」は企業の海外送金税務届出手続をさらに簡略化し、届出回数を減少させました。特に、同一契約による複数回の送金についても一回の届出のみ必要になる点、海外投資者について国内における再投資の届出が不要になった点は、貿易投資の自由化・利便性をさらに推進するものと考えます。

一方、納税者又は代理納税者は税収利便化を享受するのと同時に、海外送金プロジェクトのコンプライアンス保持について引き続き注視する必要があります。「40号公告」の施行後、事前届出資料の正確性の確認は不要となりましたが、実務では、税務機関が海外送金の後続管理において企業が海外送金プロジェクトで正確に税務申告を行わなかった点に着目し、滞納金ないし罰金を徴収することがあったものと認識しています。今回の「公告(意見募集稿)」は税務機関の事後検査期限を削除したなど、企業の海外送金プロジェクトの税務コンプライアンスに更なる課題をもたらしており、企業は高額および特殊アレンジ(例えば立替費用、ロイヤルティ等)の性質判断および税務処理、税収協定待遇およびその他税収優遇の適用状況、海外関連会社への費用支払が独立企業間原則等に則っているかを特に注視し、検査に備え関連資料を保管する必要があると考えます。

注釈

1. 40号公告第三条では、税務届出が不要な海外送金項目を規定しています。

お問い合わせ

本稿で取り上げた問題が貴社に与える影響についてご質問がございましたら、下記までご連絡ください。:

沈琳军
パートナー
+86 (21) 2323 3060
linjun.shen@cn.pwc.com

薛宁
パートナー
+86 (10) 6533 3419
ricky.n.xue@cn.pwc.com

张智营
パートナー
+86 (20) 3819 2187
calvin.zhang@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwccn.com>



本稿では、中国又は中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特别行政区、マカオ特别行政区、台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別の状況により大きく異なります。具体的行動を取られる前に、PwC 顧客サービスチーム又はその他税務顧問から具体的状況に対する専門意見を求められたいようお願い申し上げます。本稿の内容は発行日現在で有効な法律及び取得可能な資料を基にして 2021 年 6 月 23 日に作成したものです。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期していますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国税務/ビジネスプロフェッショナルサービスが PwC 中国の徴税政策サービスとして作成したものです。**PwC 中国徴税政策サービス**は、経験豊かな税務専門家によってチームが編成されています。中国大陸、香港地区及びシンガポールで現在適用されている税務及び関連ビジネス政策を収集、研究そして分析することに尽力しており、その目的は PwC 税務部専門スタッフ提供のプロフェッショナルサービスをサポートすることであり、関連する税務及びその他政策機関、研究機関、商工業界、専門団体及び PwC に関心をお持ちの方々とのノウハウの共有・交流を通じて、私どもが税務専門知識分野でリーダーシップ的地位を維持することにあります。

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

馬龍
電話番号: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

最新ビジネス問題に関するソリューションは、中国のウェブサイト(<http://www.pwccn.com>)又は香港のウェブサイト(<http://www.pwchk.com>)にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

对外支付税务备案再添便利，合规性要求需持续关注

二零二一年六月
第十二期

摘要

自 2013 年国家税务总局、国家外汇管理局公告[2013]40 号（以下简称“40 号公告”）正式实施以来，中国服务贸易等项目对外支付的税务备案流程不断简化，税务机关的监管重心已从事前审批转变为日常税收管理和付汇后审查，实现了服务贸易等项目对外支付税务备案“全天候”、“无纸化”、“零接触”、“跨区域”办理。为进一步推进“放管服”改革，优化营商环境，满足贸易投资自由化便利化的需求，国家税务总局与国家外汇管理局共同起草了《国家税务总局、国家外汇管理局关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的补充公告（征求意见稿）》（以下简称《公告》），再推多项便利化措施。值得关注的是，在提供便利化操作的同时，《公告》取消了税务机关 15 日内进行事后审查的规定，纳税人可能将面临税务机关日常税收管理的持续性审查，纳税人和/或扣缴义务人需加强对外支付相关纳税申报的合规性管理。

详细内容

扩大免于税务备案的对外支付范围

按现行 40 号公告，境内机构和个人（以下简称“备案人”）向境外单笔支付等值 5 万美元以上的服务贸易等项目外汇资金（如服务贸易收入、股息、利息、特许权使用费、工作报酬、股权转让所得等），除 15 种情形¹外，均需向主管税务机关进行税务备案。此次《征求意见稿》进一步扩大了免于税务备案的范围，取消了以下事项的税务备案要求：（一）外国投资者以境内直接投资合法所得在境内再投资；以及（二）财政预算内机关、事业单位、社会团体非贸易非经营性付汇业务。需要注意的是，对于外国投资者境内再投资享受递延纳税优惠的，相关方仍需按照规定履行相关备案手续并向税务局提交相关资料。

减少税务备案次数

若同一笔合同需要多次对外付汇，根据 40 号公告，备案人须在每次付汇前办理税务备案手续。《公告》取消了多次备案的要求，备案人仅须在首次付汇前办理一次税务备案。若《公告》生效前已办理对外支付税务备案，在《公告》施行后，同一笔合同下继续对外支付的情况也无需重复备案，进一步减轻了企业的行政负担。

增加线上办理渠道 可选异地银行付汇

近年来，为提高营商环境，多地税务机关已推出在线办理税务备案的渠道，《公告》进一步明确和细化了线上办理模式的流程，境内个人亦可通过在线方式进行办理，同时保留了传统的线下备案渠道供备案人选择。按照《公告》，备案人提交完整资料完成税务备案手续后，只需凭《备案表》编号和验证码，到银行办理付汇业务。

现行操作中，异地办理对外支付税务备案存在一定困难。根据《公告》，有异地付汇需求的，备案人可随时登录本省电子税务局在线办理备案。备案人填写《备案表》时，可按需要选择全国范围内的付汇银行。完成备案后，凭《备案表》编号和验证码在异地办理对外付汇业务。

取消税务机关事后审查时限

根据 40 号公告及《国家税务总局关于对外支付税务备案操作执行有关问题的通知》（税总函[2016]452 号），主管税务机关应自收到《备案表》后 15 个工作日内，按照分类分级风险管理要求，启动后续管理，对风险较低的支付项目，可以随机抽查；对风险较高的支付项目，进行重点核查，查处时间不受 15 个工作日限制。主管税务机关在收到《备案表》15 个工作日以后，还可以视需要启动复查或追查程序。

《公告》废止了 40 号公告关于主管税务机关应自收到《备案表》后 15 日内进行审查的规定，对于提交资料齐全、《备案表》填写完整的，主管税务机关无需当场进行纳税事项审核。我们推测，《公告》实施后，主管税务机关后续管理可能仍将采用分类分级风险管理，而不受 15 个工作日的限制。若经审查发现对外支付项目未按规定缴纳税款、或享受的减免税待遇不符合相关规定，纳税人和/或扣缴义务人将面临滞纳金和罚款。

注意要点

近年来，税务机关和外汇管理部门推出了一系列便民措施，以为企业提供更多的便利化。《公告》进一步简化了企业对外支付税务备案流程，减少了备案次数，尤其是同一合同多次支付仅需一次备案、以及外国投资者境内再投资无需备案的规定，将进一步促进贸易投资自由化便利化。

纳税人和/或扣缴义务人在享受税收便利化的同时，仍需持续关注对外支付项目的税务合规性要求。自 40 号公告实施以来，由于无需事前审核备案资料的正确性，实际操作中，存在税务机关在对外支付备案后续管理中发现企业的对外支付项目未正确纳税申报，而征收滞纳金甚至罚款的情况。此次《公告》取消了税务机关事后审查的时限，将会给企业对外支付项目的税务合规性带来更大的挑战，企业需特别关注较大金额以及特殊对外支付安排（例如代垫费用、特许权使用费等）的性质判断及税收处理，税收协定待遇及其他税收优惠的适用情况，向境外关联方支付费用是否符合独立交易原则等，并留存相关资料备查。

我们建议对外支付相关各方加强与主管税务机关的事前沟通，确保备案信息的合规性、真实性，按照规定缴纳各项税款并申请享受减免税待遇，提高自身的遵从能力，并积极关注《公告》带来的实操上的变化。

注释

2. 40 号公告第三条规定了无需办理税务备案的对外支付项目。

与我们谈谈

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系：

普华永道外汇管理服务及中国税务商务咨询服务团队

沈琳军

普华永道中国会计与薪酬服务合伙人

+86 (21) 2323 3060

linjun.shen@cn.pwc.com

薛宁

普华永道中国综合商务咨询服务合伙人

+86 (10) 6533 3419

ricky.n.xue@cn.pwc.com

张智营

普华永道中国税务分歧与协调服务合伙人

+86 (20) 3819 2187

calvin.zhang@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接：<https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2021 年 6 月 3 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2021 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。